

議案第 1 号

平成 14 年度事業報告承認の件

平成 14 年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業を次のとおり報告するので、承認を求める。

平成 14 年度事業報告

第 1 はじめに

平成 14 年度の事業は、リーガルサポートが成年後見制度の受け皿として、高齢者、障害者等の権利擁護を支えるいわば「公器」としての社会的役割を期待されていることを強く自覚し、広く制度の普及と利用の促進をはかるとともに、「職業後見人」として質の高い具体的な実践活動を行っていくことを基本方針として展開してきた。

全国の成年後見に関する家庭裁判所への申立件数は、年々増加してきているものの平成 12 年度及び平成 13 年度を合計しても 2 万件弱であり（<http://www.courts.go.jp/>参照）、痴呆性高齢者約 156 万人（厚生省「1994 年、痴呆性老人対策に関する検討会報告」より）、知的障害者・児 41 万人、精神障害者 204 万人（平成 13 年版「厚生労働白書」）という潜在的制度利用者数と比しても、十分に活用されているとはいえない面がある。

リーガルサポートでは、こうした制度利用に結びつかない潜在的需要に対して、小冊子の発行や全国一斉無料法律相談会の開催、各支部主催による講演会及び出前講座などを積極的に行ってきた。

その結果、平成 15 年 3 月 31 日現在、リーガルサポートの会員が継続して受任している事件数は、任意後見契約の締結 223 件、任意代理契約の締結 203 件、法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）への就任 663 件、後見監督人その他（任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人、財産管理者）への就任 97 件、となっており、また、リーガルサポートが法人として受託している事件数も、任意後見契約の締結 18 件、任意代理契約の締結 14 件、法定後見人への就任 27 件、後見監督人その他への就任 31 件、となっている。全体的にはまだまだ低調な利用の中、健闘している数字であるといえよう。実際、リーガルサポートの都市部など一部の支部においては、これ以上の後見事件の受任が困難という地域も出てきており、会員の増強が焦眉の急となっている。

リーガルサポートとしては、正会員の増強を図るとともに、後見人等候補者名簿への登載を働きかける一方、昨年に引き続き成年後見人養成講座を開催した。この講座は、親族等の後見人および職業後見人をめざす専門職に対する研修会を目的としているが、法律以外に後見人としてのマニュアルもない状況の中で、この講座の果たしている意義には非常に深いものがある。

さらに、リーガルサポートの会員執務に対しても、あらたに指導監督部を新設した結果、きめ細やかな会員執務のバックアップが実現しつつあり、また、報告書様式の見直し、電子化の方向の検討など、将来を見通した対策を行ってきた。

そして、法人後見という新しい分野に対応するために、法人後見部を新設することにより、時間的、地理的、処遇上の要請による法人後見の利用についても、積極的な取り組みを行ってきた。また、それらの中から、日弁連民暴委員会との連携など新たな展開が始まろうとしている。

なお、主に法人後見監督の分野においては、リーガルサポートを専門職による質の高い安定した法的サービスを提供する社会資源として高く評価することにより、その結果、複数の支部において、家庭裁判所との綿密な連携のもと、新たな後見監督システムが構築されようとしている。

これは、わが国がかかえるインフラの問題に対して、家庭裁判所がリーガルサポートとの役割分担により克服しようとする試みであるが、衝撃的ではあったが間違いなくひとつの解決策を示している。

これ以外にも、3年前に成年後見関連法が施行されたときには、見えていなかった様々な問題点について、道筋が示されようとしている。このことは、実践を積み重ねてきたリーガルサポートにとって大きな誇りである。

また、多様な職業後見人、学者、福祉医療の関係者、当事者などが一同に会し、成年後見制度の改善に向けて意見交換を行う場が、本年度「成年後見制度シンポジウム」という形で実現した。制度が利用されやすい環境を整備するために、このシンポジウムの場は、一つの契機となり、継続的な活動が期待される場所である。

リーガルサポートの行ってきた事業は、制度の普及および利用促進の原動力にとどまらず、制度に係るシステムそのものを大きく変えつつある。リーガルサポートが行ってきた全国各地における高齢者・障害者等の権利擁護活動は、実績の面において他の追随を許さない評価を得る結果となっている。

私たちは、現状に満足することなく、未解決の課題に対しても次年度以降、より積極的に取り組むこととしたい。

第2 平成14年度事業執行状況

1. 支部と会員の状況

会員数について

平成14年度においては、新たに正会員259名の入会、賛助会員7名(うち法人3社)の入会承認がなされた。また、退会を承認された者は201名であり、死亡等の理由による退会者は11名である。なお、定款第8条1項による退会者は32名である。その結果、平成15年3月31日現在の正会員は3,083名、特別会員16名、賛助会員8名(うち法人3社)となっている。

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿の登載者について

平成14年3月31日現在、後見人候補者名簿に登載された者は1,647名であり、後見監督人候補者名簿に登載された者は1,545名となっている。ちなみに、両方の名簿に登載された者は1,509名で、いずれかの名簿に登載された者は1,687名となっている。

2. 各種規程等の制定及び改正について

下記のとおり、規程・基準の制定及び改正をおこなった。

制定した規程

社団法人成年後見センター・リーガルサポート文書規程

(平成15年3月4日第6回理事会承認)

社団法人成年後見センター・リーガルサポート報告書取扱規程

(平成15年3月4日第6回理事会承認)

改正した規程

事務執行規程(一部改正・平成14年9月26日第4回理事会承認)

委員会規程(一部改正・平成14年9月26日第4回理事会承認)

研修実施要綱(平成15年2月17日一部変更)

第3 各事業に関する報告

1. 「全国一斉無料成年後見相談」の開催

全国一斉無料成年後見相談については、本年も9月15日からの老人保健週間にあわ

せ、各支部ごとにその地域の実状にあわせた形式で行われたが、本年度は、マスコミ等の報道効果もさることながら、ポスターを見て相談会を知ったという方が増し、相談件数も、平成12年度の1.4倍（783件）に増加した。相談内容もより具体的傾向が強まっている。

詳細については、別紙「平成14年度全国一斉無料成年後見相談会報告書」に記載のとおりである。

2. 「リーガルサポート成年後見養成講座」の充実

各地における開催を実現する第一歩として、長野、大阪、新潟、東京において、下記のとおり各地の実情を踏まえた講座が開催された。

その結果、各地より、基本事項を網羅した全国共通テキストの作成を求める声が多く寄せられた。

また、並行して専門家向け「成年後見人養成講座」を下記のとおり大阪支部の協力のもと、6日間12科目の講座として開催し、こちらも参加者84名を得て好評のうちに終わることができた。

一方、最高裁・東京家裁から、本養成講座を、裁判所の選任にかかる親族後見人等への教育にも活用してみたいとの意向が示されたことを受け、裁判所からの情報にも配慮したうえで、上記テキストを作成することとなり、その作成に着手した。その後、他の家裁においても同様のテキストの作成が試みられていることなどから、そうしたテキストとの連携も考慮し、完成までにはもう少し時間をかけることとした。また、作成にあたっては、広報部とも連携をはかり、内容の充実を期すこととしている。

一般向け成年後見人養成講座

平成14年5月11日（土）	日司連ホール	参加者139名
平成14年9月7日（土）	ビレッジ安曇野	参加者62名（ながの支部担当）
平成14年11月30日（土）	日司連ホール	参加者30名
平成15年2月1日（土）	大江ビル会議室	参加者72名（大阪支部担当）
平成15年2月2日（日）	大江ビル会議室	参加者71名（大阪支部担当）
平成15年3月20日（木）	万代市民会館	参加者28名（新潟支部担当）
平成15年3月29日（土）	司法書士会館会議室	参加者15名（東京支部担当）

専門家向け成年後見人養成講座（大阪支部担当、近畿ブロック協力）

第1回養成講座	平成14年6月29日（土）	近畿税理士会館
第2回養成講座	平成14年6月30日（日）	大阪司法書士会館
第3回養成講座	平成14年7月27日（土）	近畿税理士会館

- 第4回養成講座 平成14年7月28日(日) 大阪司法書士会館
第5回養成講座 平成14年8月24日(土) 近畿税理士会館
第6回養成講座 平成14年8月25日(日) 大阪司法書士会館

また、支部より、本養成講座の開催内容につき、支部の実情を適切に反映させる見地から、講座の実施に際しての本部と支部の役割分担の見直しを求める声が寄せられた。

3. 出版・普及・広報活動の強化

「実践 成年後見」の季刊化

平成14年度においては、「実践成年後見」誌を2回発行したが、裁判所関係者等から、実務で一番役立つ専門誌であるとの高い評価を得ている。また、平成12年に発行された創刊号は異例の増刷となった。こうした読者からの強い支持により、次年度からは、年4回発行の季刊誌に格上げされることにもなった。

平成15年1月26日発行の最新号(第4号)では、前日弁連会長の久保井一匡氏から、つぎのような巻頭言が寄せられている。

「従来、ともすれば、各専門職の間で、いわゆる縄張り意識が強く働き、適切な連携と協同が妨げられることが見受けられたが、今後は、このような次元の低い縄張り意識を捨て、高齢社会の担い手として、重い責任を果たすことが求められる。」

本誌の最大の目的である関係者相互の幅広いネットワークの構築は、3年目にして、徐々にだが、成功しつつあるものと考えている。

NHK福祉ビデオへの協力

NHK厚生文化事業団からの依頼により、同事業団の福祉ビデオ制作に協力することとなり、リーガルサポートは、全4巻中、第3巻(補助・保佐)を担当することとなった。

ちなみに、第1巻(総論)は学者、第2巻(任意後見)弁護士会、第3巻(補助・保佐)リーガルサポート、第4巻(後見)福祉関係者となっている。

なお、リーガルサポートには、本ビデオに添付されるテキストの執筆にあたり、その多くの部分が割り当てられている。

新刊書の執筆

出版社より、成年後見に関する新刊書の執筆依頼を受けており、平成15年秋の出版をめざして、執筆の準備に入った。

『成年後見六法』の刊行

「成年後見六法」の出版方法について検討を行い、数社の出版社のいずれかから発刊するべく、検討をおこなった。

ある社の構想は、既に発行中の新六法の資料集的な内容のものを、新六法の別冊として発刊するのであれば可能性ありするものであり、別の社の構想は、成年後見に関する専門六法そのものを発刊したいとするものである（いずれも、2年に一度程度の改訂を予定）。

現在、出版社と協議を行い、細部の検討を行なっている。

小冊子「いつも、あなたのそばに。」等の発行

昨年作成した、組織及び制度紹介の冊子「いつも、あなたのそばに。」を一部リニューアルし、全国一斉無料成年後見相談会や成年後見人養成講の際に利用するほか、各市区町村の相談窓口や行政・福祉関連団体等に配布するなど各支部の要望部数にも対応できるよう増刷した。

また、会員であることを第三者が判別できるようステッカーを作成し配布した。

会員通信の発行

リーガルサポートの会員に向けた情報と動向の伝達を図ることを目的に、平成14年度は、No.19からNo.34まで合計16回発行した。

『月報司法書士』への投稿

本法人の活動を紹介する記事の投稿を行った。

詳細は、以下のとおり。

- ・平成14年4月号 「司法書士制度と成年後見制度」(岩澤勇)
- ・平成14年5月号 「リーガルサポートへの信頼」(酒井量三執務管理委員会委員長)
- ・平成14年6月号 「成年後見3年目の課題」(大貫正男)
- ・平成14年7月号 「リーガルサポート総務部から」(望月真由美)
- ・平成14年8月号 「成年後見人養成講座」(高橋弘)
- ・平成14年9月号 「公益信託成年後見助成基金
～基金助成金交付申込書受付中(第2回募集)」(松井秀樹)
- ・平成14年10月号 「リーガルサポートと公益法人改革」(大貫正男)
- ・平成14年11月号 「第2回国際シンポジウム・日本とドイツの成年後見制度」
(木暮高久広報委員)
- ・平成14年12月号 「成年後見制度シンポジウムのご案内
～もっと身近な成年後見制度を目指して」
(成年後見制度シンポジウム実行委員会呼掛人代表新井誠)
*その他 特集「成年後見制度をめぐって」
- ・平成15年1月号 「法律の専門家と福祉の専門家による連携組織がスタート」
(大貫正男)
- ・平成15年2月号 「知的障害者の支援とリーガルサポート」(名倉勇一郎)
- ・平成15年3月号 「ユニセフ、シンポジウム、そして離島へ」(松井秀樹)

4. 「公益信託 成年後見助成基金」の支援

成年後見助成基金の受付整理等の受付事務の一部を当法人の総務委員会が委託をうけて行った。

平成 14 年度においては、年 2 回の募集を行い、合計 6 件の助成申請があった。基金の運営委員会を 5 月 28 日及び 11 月 19 日の 2 回開催し、6 件全ての給付決定をおこなった。なお、助成が認められた事件の成年後見人等は、司法書士 5 名社会福祉士 1 名である。

5. 制度の見直しを提言する意見交換会、シンポジウムの開催

成年後見制度も施行 4 年目となり、リーガルサポートはその積極的な活動の結果、単なる司法書士による成年後見制度の実践団体という枠を超え、法人後見や全国的展開に対する評価を中心に、成年後見制度に関するナショナルセンター的役割を担わされる状況となった。また、成年後見制度そのものも、制度を知らしめる段階から利用促進を図るという意味で、その初動期から第二段階に入ったものと考察される。

このような認識のもと、リーガルサポートが中心となり、弁護士、社会福祉士に呼び掛け、成年後見制度の問題点を探りその改善を図ることにより、より身近な成年後見制度とするために、平成 15 年 1 月 18 日に成年後見制度シンポジウムを開催した。このシンポジウムの参加者は 199 人、終了後に行われた懇親会の参加者は 68 人と、予定以上の幅広い分野から予定上の人が集まり、多くの課題について熱心な議論が行われた。

また、席上、成年後見法学会設立が呼びかけられ、参加者から多くの期待や参加表明が寄せられた。このシンポジウムの企画・運営は実質的にリーガルサポートの手により行われており、まさにリーガルサポートの実力と影響力を内外に示したものと言えよう。

今後、成年後見法学会の設立に向けた活動をしていくことになるが、我々は以下の事項を意識する必要がある。

すなわち、成年後見法学会の設立は他面において、ともすればリーガルサポートの優位性を失わしめる結果を招きかねない。リーガルサポートがさらに身を引き締め、事業を展開していく必要性をもたらすことになる。また、利用の促進は必然的に成年後見人候補者の質的・量的な増強を必要とする。リーガルサポートとしては、司法書士成年後見人候補者の増強をはかるとともに、外部の後見人希望者を育成し、組織化を図る必要がある。

6. 研修及び業務研究の充実

支部における研修に対するバックアップ体制の充実

現在、支部からの研修講師の派遣要請については、研修委員会において逐次対応させていただいているが、より積極的な対応が必要と思われたため、研修に関するアンケートを実施した。これにより、支部の現状を把握するとともに、各支部から研修講師を引き受けていただける方を推薦いただき、各支部にその他のアンケート結果とともに連絡した。

また、上記のアンケート結果より、各支部においてビデオ研修が盛んになされていることが確認されたので、研修用ビデオの貸出基準を検討した。

テキストの改定のほか、共通補助教材の作成等

テキスト改定方法を検討した結果、テキスト3分冊（第1分冊ないし第3分冊）について誤字脱字の訂正をして対応することとし、当面不足する第1分冊、第2分冊について増刷した。

補助教材については、独自に作成されている支部もあるが、それらも参考にしながら、平成15年度に全国共通の補助教材を作成することとした。

改定研修規定及び同実施要綱の普及

日司連が主催する簡裁訴訟事務代理取得の特別研修についてのリーガルサポートによる単位認定について、(1)改正司法書士法第3条第2項に関する認定を受けた場合には4単位を付与すること、(2)4単位のうち1単位は基本必修科目「a人権、倫理関連分野」の単位を付与すること、の2点として研修実施要綱を改正した。

なお、研修に関するアンケート及び支部運営会議で出された意見を踏まえた見直しについては、今後の検討課題とする。

業務研究委員会

平成14年度は特に新しいテーマでの研究活動は行わなかったが、これまでに11支部、3ブロックから研究成果が報告されている。（別紙報告書一覧参照）

本年度においては、各支部やブロックから報告された研究成果を、どのような形で公開し、さらに発展させていくかを検討するに留まった。

業務研究委員会報告書一覧

ブロック・支部	研究テーマ	内容
東北ブロック	成年後見制度への取り組みが司法書士執務に及ぼす影響	①時間的制約 ②継続的業務 ③執務姿勢 ④採算性
関東ブロック (東京支部)	成年後見登記	登記の種類・申請手続等について
中部ブロック	成年後見制度における集团的支援体制とその連携	①社会福祉協議会・自治体との係わり ②医療機関、保健所、施設との係わり
中国・四国ブロック 広島支部	精神障害者と成年後見制度 保護者規定について 家族について	精神保健福祉法の沿革・精神障害者の 犯罪と家族・保護者規定等について
中国・四国ブロック 高知支部	成年後見制度と地域福祉権利擁護事業をめぐる動向と意識	地域福祉権利擁護事業の特徴・高知県 における意識調査等
中国・四国ブロック 山口支部	成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との連携	連携の現状・課題等について
中国・四国ブロック	成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との連携	概要・比較・連携の可能性・模索 ・調査結果等
中国・四国ブロック えひめ支部	不動産取引と成年後見制度	意思能力・判断能力の判定・司法書士の役割 売買・担保設定における注意点・
中国・四国ブロック 徳島支部	日常生活に関する法律行為	日常的な取引・取引紛争の類型化・定型化された契約の取り扱い・贈与について
中国・四国ブロック 香川支部	本人死亡後の事務について	法定後見の場合・任意後見の場合 具体的事務
静岡支部	新成年後見制度における任意後見の研究	任意後見の理論的研究
九州ブロック 長崎支部	親亡き後問題	問題提起・事例研究(知的障害者・精神障害者)
九州ブロック 福岡支部	市町村長の申立について	申立の必要性・事務の流れ
九州ブロック 沖縄支部	成年後見制度と悪徳商法	予防法・対処法・対策

7. 本部及び支部による指導監督体制の強化

平成 15 年 3 月末時点で法定後見関連 499 件、任意後見・任意代理関連 351 件、合計 850 件(この内、247 件が平成 14 年度の新規受託件数である。)に関する業務報告書が各支部から本部に提出されている。これらの業務報告書について『後見事務等報告書管理簿』に基づき受託から終了までの事件管理を開始するとともに、各事件については『個別事

件管理表』を作成し業務報告書の提出状況の管理を開始した。

これまで、使用する業務報告書の種類や記載内容に関しては、「受託事件管理の仕方」や、平成 13 年 8 月 17 日リーガルサポート発第 198 号「会員の業務報告書についてのお願い」が通知されていたがこの改訂を行った。

- (1) 後見事務等報告書管理簿の様式及び区分を決定し、支部から送付される継続型事件に関する業務報告書の受付管理を開始した。

．任意後見・任意代理　．法定後見　．法人後見の 3 つのグループに区分した。

任意後見・任意代理に関しては、さらに契約締結をただけで未発効のものと契約と同時に業務遂行が開始されるものに区分した。

未発効の事件は条件等が成就し業務が開始された時点で、業務遂行分へ編入する。

業務が終了したものについては、終了報告書を受付けた後に業務終了分として区分し保存する。

(なお、終了報告書の保存期間は報告書取扱規程により事件終了後 10 年間である。)

- (2) 各事件に関する個別事件管理簿の様式を決定し、業務報告書の提出状況の管理を開始した。

- (3) 継続型事件に関する業務報告書や財産目録などにつき改訂を行った。

事件受託当初に提出する後見事務等受託管理簿の必要記載事項を改訂するとともに任意後見と法定後見で区別した。

各種業務報告書の添付書類を具体的に決定した。

財産目録につき様式を決定した。

新たに後見事務等年次報告書を設けた。

なお、会員の負担を軽減するため家庭裁判所や任意後見監督人等に提出した報告書の流用を可能とした。

後見事務等遂行報告書に関しては、毎月の収入・支出の記載欄を設けるとともに「現金預貯金出納表」を様式化し添付書類とした。

財産目録の補完資料の内容と各種業務報告書提出時の添付の要否を決定した。

領収書の添付を要する下限金額を 1 万円以上、銀行口座からの引き落としの場合は添付不要と決定した。

- (4) 東京支部に対する後見事務等報告書の保管委託を開始した。

- (5) 会計ソフトと連動した後見業務報告書に関する「後見業務支援ソフト」のモニターによるテスト使用を開始した。

8. 法人後見、法人後見監督に関する受託管理体制の確立

リーガルサポートは、懸案となっていた法人後見委員会を平成14年6月に組成し、法人後見事務・法人後見監督事務に関する受託管理体制の確立に努めた。また、様々な面で試行錯誤が続いており、途上であるが、今後とも全国の支部・全国の会員にご尽力をお願いする次第である。

次に受託事案の特徴を述べる。平成14年度は、法定後見人への就任だけでなく、成年後見監督人・任意後見監督人への就任が大幅に増加した。この監督人への就任件数の増加は、おそらく益々加速していくものと思われる。

法定後見人への就任の特徴としては、後見費用の支払えない方の後見人就任や、利害関係人等に問題行動をする者が存在するケースでの後見人就任等、困難事案が多くなっている。なお、利害関係人に暴力団が入っている困難事案については、日弁連の民事介入暴力対策委員会に報告書を提出した。

任意後見契約の特徴としては、施設入居者との契約が大半を占めている。なお、現在までに発効した任意後見契約はない。

平成15年3月31日迄に受任した件数、終了した件数及び継続件数は次の表のとおりである。

法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行依頼による）

H15.3.31 現在

種別	受託事件件数	終了件数	継続件数
成年後見人	25	6	19
保佐人	9	0	9
補助人	1	0	1
任意後見監督人	17	4	13
成年後見監督人	17	1	16
保佐監督人	0	0	0
補助監督人	0	0	0
審判前の保全管理人	2	2	0
特別代理人	0	0	0
任意後見契約(未発効)	18	1	17
（業務遂行）	-	-	-
任意代理契約(未発効)	15	0	15
（業務遂行）	-	-	-
任意代理契約〔監督者〕	86	1	85

9. 地方公共団体、福祉団体、職能団体、民間企業等との連携の強化

(財)日本財団より平成 14 年度「全国一斉無料成年後見相談会」事業に対し平成 13 年度同様金 340 万円の助成を受けた。

日本税理士連合会が主催する成年後見制度研修会へ松井常任理事を講師として派遣
財団法人トラスト 60 の第 2 期「成年後見制度研究会」へ第 1 期と同じく前田専務理事を派遣。

痴呆性高齢者の権利擁護に関する医学・法学研究会（エーザイ株式会社協力）の研究員として前田専務理事を派遣。

公益法人制度改革が急速に実施されようとしている状況を踏まえ、財団法人公益法人協会が設置した「法制対策委員会」へ前田専務理事を委員として派遣した。

下記地方公共団体、企業と協定の締結を行った。

- ・西東京市（平成 14 年 9 月）
- ・三菱信託銀行株式会社（平成 14 年 12 月）

NHK 厚生文化事業団からの依頼により、高橋常任理事を派遣し「成年後見ビデオ」の制作協力を行った。

「市町村長の申立て」について 1,794 市町村へアンケートを実施した。

全国青年司法書士協議会が中心となり立ち上げた司法書士・弁護士・税理士・公証人・学者で構成する小笠原サポートチーム主催による「小笠原法律相談」へ松井常任理事を派遣。同時に、全国青年司法書士協議会より、当法人の委員として 3 名の派遣を受けている。

高齢社会 NGO 連携協議会（高連協）へ参加し、担当者として芳賀理事を派遣して、高齢者に関わる事業を行っている各種団体とのネットワークづくりを行った。

（社）日本社会福祉士会の第 5 期成年後見養成研修スクーリングにおいて、岩澤副理事長が講師として、大貫理事長が課題及びその採点に協力した（なお、当スクーリングには第 1 期より参画）。

（財）シニアルネッサンス財団の「成年後見研修システムのための研究会」に大貫理事長を派遣した。

10. 賛助会員の募集等による財源の確保

本法人の設立趣旨と社会的意義の理解と普及に努め、賛助会員及び寄付金の募集を行った。特に賛助会員の募集を重点に行い、積極的に入会案内を送付し、財政基盤の確立を図るよう努めた。

平成 14 年度においては、賛助会員 7 名（うち法人 3 社）の入会承認を行った。

1 1 . 組織整備（事務局、各部各委員会、支部との連絡体制、ブロック内支部会議の開催等）

事務局の運営及び事務局体制の充実

専務理事及び事務局職員 3 名の体制を維持しつつ、総務委員会に協力要請を行った。

また各事業にかかる適正かつ効果的な予算支出を確保し、各支部と本部との統一的な会計処理システムを構築するため、インターネット利用会計処理システムの導入について具体的な検討を行い、本年度は、ふくしま・山梨・静岡・山口・熊本の 5 支部でテスト導入を行った。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿の管理、また後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行った。

定款・諸規則・諸規程の整備

総務委員会において、司法書士法の改正に伴い、司法書士法人がリーガルサポート社員となる是非、司法書士法人と家庭裁判所（名簿登載と担当者の問題）との関係等、諸問題に対する検討を行った。

特に、包括補償保険制度については、司法書士ないし司法書士法人の業務範囲規定と職務賠償保険の範囲にも関連して検討を行った。

ブロック内支部会議の開催

以下のとおり、ブロックごとに各支部の活動状況の報告と問題点等の検討、支部運営に関する意見交換を行った。

九州ブロック支部運営会議（平成 14 年 11 月 2 日）

関東ブロック支部運営会議（平成 14 年 11 月 2 日）

東北ブロック支部運営会議（平成 14 年 11 月 9 日）

近畿ブロック支部運営会議（平成 14 年 11 月 16 日）

中国・四国ブロック支部運営会議（平成 14 年 11 月 23 日）

北海道ブロック支部運営会議（平成 15 年 2 月 15 日、16 日）

中部ブロック支部運営会議（平成 15 年 2 月 22 日）

法務省による立入検査

平成 15 年 3 月 14 日の午後 2 時より 7 時まで、主務官庁である法務省による立入検査が行われた。

その結果、以下の諸点の指摘を受けた。

- ・ 常勤の事務局長の配置
- ・ 公印管理に関する規程等の制定（責任の所在の明確化と厳格な保管）
- ・ 出納責任者についての正規職員の指名
- ・ 公益にかかる事業費支出を総支出額の 2 分の 1 以上とすること

- ・ 内部留保の改善

指摘のあった諸点については、必要な規程等の整備を行うとともに、効果的な予算執行を行うための事業の見直し、支部事業を活性化させるための予算措置の見直し等、今後の事業計画及び収支予算案において、最大限の配慮を行い改善に努めていく旨の回答を行った。

1 2 . 理事会

後記経過録（別紙 1）のとおり、計 6 回の理事会を開催した。

1 3 . 常任理事会

後記経過録（別紙 2）のとおり、計 12 回の理事会を開催した。

1 4 . 業務審査委員会

下記のとおり、計 5 回の業務審査委員会を開催し、会員の各名簿への登載の是非の審議のほか、執務上顕在化したさまざまな問題点（未成年後見、施設入所者への後見事務など）や事業遂行上の問題点（執務管理のあり方、法人後見・法人後見監督の受託管理態勢、苦情申立に対する対応など）に関し協議を行い、必要に応じて助言等を行った。

平成 14 年 5 月 14 日 第 1 回業務審査委員会

平成 14 年 7 月 8 日 第 2 回業務審査委員会

平成 14 年 10 月 25 日 第 3 回業務審査委員会

平成 14 年 12 月 19 日 第 4 回業務審査委員会

平成 15 年 3 月 10 日 第 5 回業務審査委員会

1 5 . 意思能力調査委員会準備室

意思能力調査委員会では、ほぼ 1 ヶ月に 1 回の割合で会議を重ねたが、平成 14 年度においては、本人のおかれている状況と生活状態から、本人の判断能力の程度を探り、成年後見制度の必要性を家庭裁判所や市町村長に伝えるソーシャルレポートの作成に取り組んだ。その検討結果は巻末参考資料（「生活環境調査報告書」）として掲載しているが、今後各支部での試用の成果を見て、なお改善を図る予定である。